

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和5年5月18日(2023.5.18)

【公開番号】特開2021-192711(P2021-192711A)
 【公開日】令和3年12月23日(2021.12.23)
 【年通号数】公開・登録公報2021-062
 【出願番号】特願2020-99212(P2020-99212)
 【国際特許分類】
 A 6 3 F 7/02(2006.01)
 【FI】
 A 6 3 F 7/02 3 2 0

10

【手続補正書】
 【提出日】令和5年5月10日(2023.5.10)

【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者による押下げ操作の対象とされる押下操作部と、
判定を行う判定手段と、
前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与
しうる特典付与手段と、
前記押下操作部を摸した摸画像表示を行う摸画像表示手段と、

前記押下操作部に対して押下げ操作がなされたときの操作受付が許容される操作許容状
態を発生可能であり、該操作許容状態で前記押下操作部に対する押下げ操作によって操作
受付がなされると受付後変化を生じさせうる操作実行手段と

30

を備え、

前記操作許容状態として、特定の操作許容状態及び特別の操作許容状態が少なくとも用
意されており、

前記特定の操作許容状態には、前記押下操作部が前記摸画像表示として特定表示領域で
表示される摸画像表示区間と、該摸画像表示区間内において前記特定表示領域で表示され
ていた前記摸画像表示が非表示にされる秘匿区間とが含まれており、前記秘匿区間は、前
記摸画像表示区間が開始されてから予め定められた時間が経過したときに現れうるよう
になっており、

前記特別の操作許容状態では、その発生に際して前記摸画像表示が表示されず且つ予め
定められた時間の経過によって前記摸画像表示が新たに表示されることもない秘匿区間の
みによって構成されうるようになっており、

40

前記特定の操作許容状態及び前記特別の操作許容状態においてはいずれも、複数回の操
作受付が許容可能とされる押下操作部が複数あり、前記特定の操作許容状態では、前記押
下操作部のいずれを押下げ操作した状態に維持し続けたとしても前記操作受付が複数回な
されることはないのに対し、前記特別の操作許容状態では、前記押下操作部を押下げ操作
した状態に維持し続けると、該押下げ操作された押下操作部の種別に応じて、前記操作受
付が複数回なされる場合と前記操作受付が複数回なされない場合とがあるようになってお
り、

さらに、

前記受付後変化の1つとして、受付後表示が表示可能とされており、

50

前記受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該受付後表示が非表示の状態にされる場合と、非表示の状態にされない場合とがあるが、前記受付後表示が特定の受付後表示として表示される場合は、該特定の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該特定の受付後表示が必ず非表示の状態にされるようになっており、

前記受付後表示が前記特定の受付後表示とは異なる特別の受付後表示として表示される場合は、該特別の受付後表示が表示されている間に前記特定条件が成立しても、該特定条件が成立したことを契機として該特別の受付後表示が非表示の状態にされることがないようになっており、

さらに、

前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、特定の演出表示が表示可能であり、前記受付後表示が非表示の状態にされており且つ前記特定の演出表示が表示されているなかで、前記受付後表示が表示される契機となった操作と同じ操作を再び行うと操作受付がなされてこれを契機とした前記受付後表示が新たに表示されうるが、該受付後表示が表示されている間に前記特定条件が再び成立したとしてもこれを契機として該受付後表示が非表示の状態にされない場合が少なくともあるようになっており、

さらに、

前記特定の受付後表示に関する操作受付が許容される状態においては、該操作の対象を摸した前記摸画像表示が表示可能とされており、

前記特定の受付後表示に関する操作受付が許容される状態において、前記特定の受付後表示に関する操作受付がなされておらず前記特定の受付後表示が表示されていないなかで前記特定条件が成立したときには、該特定条件が成立したことを契機として前記摸画像表示が非表示の状態にされる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような従来の遊技機では、遊技興趣の低下が懸念される。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段 1：遊技者による押下げ操作の対象とされる押下操作部と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与しうる特典付与手段と、

前記押下操作部を摸した摸画像表示を行う摸画像表示手段と、

前記押下操作部に対して押下げ操作がなされたときの操作受付が許容される操作許容状態を発生可能であり、該操作許容状態で前記押下操作部に対する押下げ操作によって操作受付がなされると受付後変化を生じさせうる操作実行手段と

を備え、

前記操作許容状態として、特定の操作許容状態及び特別の操作許容状態が少なくとも用意されており、

前記特定の操作許容状態には、前記押下操作部が前記摸画像表示として特定表示領域で

10

20

30

40

50

表示される摸画像表示区間と、該摸画像表示区間内において前記特定表示領域で表示されていた前記摸画像表示が非表示にされる秘匿区間とが含まれており、前記秘匿区間は、前記摸画像表示区間が開始されてから予め定められた時間が経過したときに現れうるようになっており、

前記特別の操作許容状態では、その発生に際して前記摸画像表示が表示されず且つ予め定められた時間の経過によって前記摸画像表示が新たに表示されることもない秘匿区間のみによって構成されうるようになっており、

前記特定の操作許容状態及び前記特別の操作許容状態においてはいずれも、複数回の操作受付が許容可能とされる押下操作部が複数あり、前記特定の操作許容状態では、前記押下操作部のいずれを押下げ操作した状態に維持し続けたとしても前記操作受付が複数回なされることはないのに対し、前記特別の操作許容状態では、前記押下操作部を押下げ操作した状態に維持し続けると、該押下げ操作された押下操作部の種別に応じて、前記操作受付が複数回なされる場合と前記操作受付が複数回なされない場合とがあるようになっており、

10

さらに、

前記受付後変化の1つとして、受付後表示が表示可能とされており、

前記受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該受付後表示が非表示の状態にされる場合と、非表示の状態にされない場合とがあるが、前記受付後表示が特定の受付後表示として表示される場合は、該特定の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該特定の受付後表示が必ず非表示の状態にされるようになっており、

20

前記受付後表示が前記特定の受付後表示とは異なる特別の受付後表示として表示される場合は、該特別の受付後表示が表示されている間に前記特定条件が成立しても、該特定条件が成立したことを契機として該特別の受付後表示が非表示の状態にされることがないようになっており、

さらに、

前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、特定の演出表示が表示可能であり、前記受付後表示が非表示の状態にされており且つ前記特定の演出表示が表示されているなかで、前記受付後表示が表示される契機となった操作と同じ操作を再び行うと操作受付がなされてこれを契機とした前記受付後表示が新たに表示されうるが、該受付後表示が表示されている間に前記特定条件が再び成立したとしてもこれを契機として該受付後表示が非表示の状態にされない場合が少なくともあるようになっており、

30

さらに、

前記特定の受付後表示に関する操作受付が許容される状態においては、該操作の対象を摸した前記摸画像表示が表示可能とされており、

前記特定の受付後表示に関する操作受付が許容される状態において、前記特定の受付後表示に関する操作受付がなされておらず前記特定の受付後表示が表示されていないなかで前記特定条件が成立したときには、該特定条件が成立したことを契機として前記摸画像表示が非表示の状態にされる

40

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】